

3の3

特許実務において  
最低限知っておくべき  
手続期間について

弁理士 宮口聡

- 任意手続 { 補正 (特17条92) } 今日10.
- { 分割 (特44条) } 2の37
- { 変更 (特46条) }
- 国内(カ) (特41条) } 2の34
- パリ(カ) (パ)4条. 特43条 } 次回
- 実基 (特46条92)

# 1. 補正の手續期間

補正命令を受けた  
場合は指定期間内  
(特17条3項)

方式補正

- 手續をした者は、  
事件が特許庁に所属している  
場合に限り、その補正をする  
ことができる (特17条1項)。

実体補正

- 特許出願人は、特許すべき旨の  
査定の謄本の送達前においては、  
願者に添付した明細書等に関し  
補正をすることができる (特17条の2  
第1項本文)。ただし、特50条の  
規定に関する通知を受けた後は、  
次に掲げる場合に限り、補正を  
することができる (特17条の2第1項  
但書)。

- 最初の拒絶理由通知発着期間  
(同項号) (60日)

テーブルコード

--	--	--

- 拒絶理由通知後に  
特48条の7の規定による通知を  
受けた場合における指定期間  
(同項2号)

- 最後の拒絶理由通知不答期間  
(同項3号)

4/9(火)から2月後6/9(日) (A)  
 から6/10(日)後6/8(土) (B)

- 12ヶ月審判請求時  
(同項4号)

いすの場合 ←  
 も6/10(日)認可  
 (特3条2項)

↑  
 拒絶裁決謄本送達日から3ヶ月以内(特12条1項)

## 2. 出願分割の争続期間

① 発明の単一性(特許法37条)違反(特49条4号)からの  
 救済を図るため。

② 拒絶理由のある発明と拒絶理由のない発明を  
 含むいす場合に、前者を分割し、後者を原出願に  
 残すこと。前者については逆及効(特44条2項本款)  
 を得る争い。後者については原出願の早期権利化  
 を図ることから争い。

テーブルコード

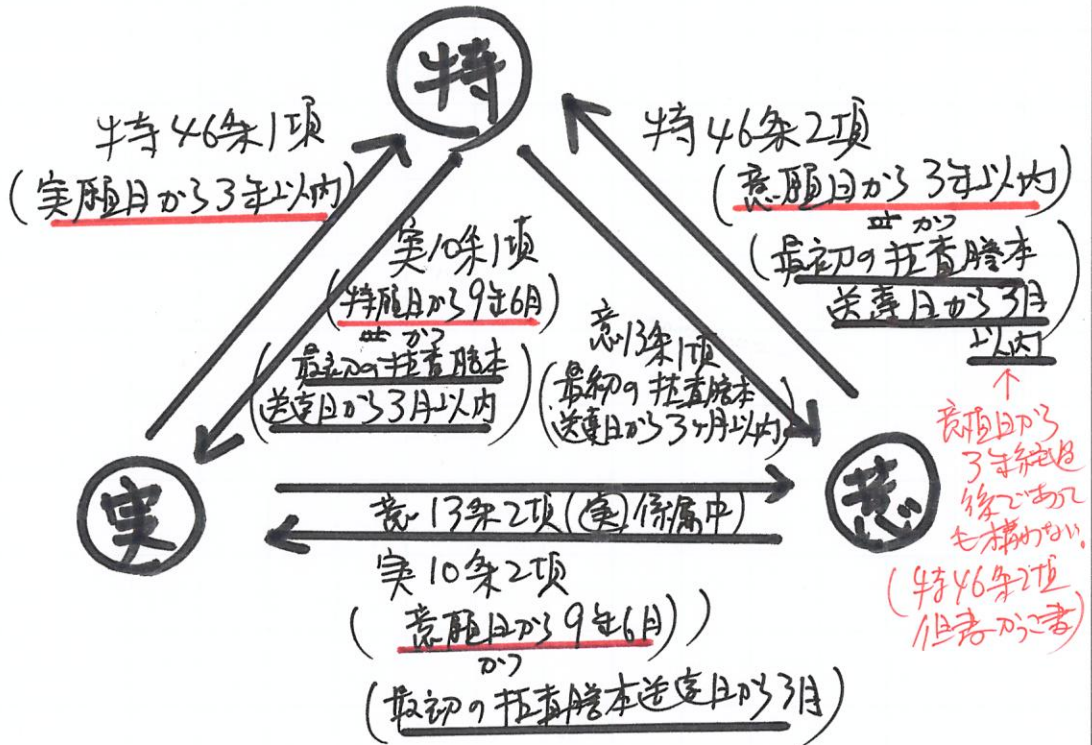
--	--	--

44条1項1号 ( 原簿に添付した明細書等の補正からなる)   
 実体補正

44条1項2号 ( 特許査定謄本送達日から30日以内)   
 ↓ 特108条1項と同じ   
 前置審査(162条)や差床審決(160条1項)後の審査における特許査定は除外(44条1項2号から)。

44条1項3号 ( 最初の拒絶査定謄本送達日から3月以内)

### 3. 出願変更の年続期間



テーブルコード

--	--	--